

## 『「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」の一部改正案』の概要について

## 1. 改正の趣旨

- (1) 製造たばこ小売販売業の許可、営業所移転の許可及び出張販売の許可については、財務大臣の許可を受けなければならないこととされており、そのうち特定小売販売業及び出張販売（海水浴場、祭礼の場所等季節的又は一時的に人の集まる場所において行う出張販売の場合を除く。以下、「特定小売販売業等」という。）の許可に際しては、「施設内に喫煙設備を設けること。」を許可の条件としているところです。
- (2) 今般、健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）の一部施行（平成 31 年 7 月 1 日）及び全面施行（平成 32 年 4 月 1 日）に伴い、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙が禁止されます。また、喫煙設備について厚生労働省令で定める技術的な基準に適合する等の必要があります。
- (3) 上記を踏まえ、取扱要領について、以下のとおり所要の改正を行うこととします。

## 2. 改正の概要

## (1) 第 2 章第四 2(2)②の改正（別紙 3 関係）

喫煙設備の設置場所については、原則施設内（屋内）と取り扱ってきたところ、今般の健康増進法改正により、屋内に喫煙設備を設けることができなくなる場合等に、施設利用者が屋外で喫煙することになることを踏まえ、喫煙設備を敷地内（屋外）に設置することも認めることとした。

## (2) 第 2 章第四 2(2)③の改正（別紙 3 関係）

今般の健康増進法改正により、喫煙場所を設ける場合の基準が定められたところ、同基準に適合せず、喫煙をするために利用できない設備は、許可条件上の「喫煙設備」に当たらない旨の解釈を示した。

## (3) 第 2 章第四 2(2)④の改正（別紙 4 関係）

喫煙場所として、健康増進法に定める「指定たばこ専用喫煙室」のみを設けている場合で、「指定たばこ（加熱式たばこ）」を販売していないときは、許可条件を満たしていないものとする旨の解釈を示した。

## (4) 第 2 章第四 2(3)（別紙 2 関係）、同(4)の改正（別紙 3・4 関係）

本取扱要領の一部改正案の発遣日の前までに特定小売販売業等の許可を受けた者（同日前に当該許可の申請を行い、同日以後に当該申請により許可を受けた者を含む。）が、施設内の喫煙設備を「撤去した場合」、当分の間、

「喫煙設備を設けること」との許可条件を適用しないこととする。また、本取扱要領の一部改正案の発遣日以後に特定小売販売業等の許可を受けた者（上記の申請により許可を受けた者を除く。）は、施設の類型に応じ、健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）の一部施行の日（平成 31 年 7 月 1 日）又は全部施行の日（平成 32 年 4 月 1 日）の前日までの間、「喫煙設備を設けること」との許可条件を適用しないこととする。

### 3. 適用時期

この取扱要領の一部改正案については、所要の手続きを得て、発遣し、以下のとおり適用することを予定しています。

- (1) 別紙 2 発遣と同時に適用（2.（4）関係）
- (2) 別紙 3 平成 31 年 7 月 1 日に適用（2.（1）、（2）、（4）関係）
- (3) 別紙 4 平成 32 年 4 月 1 日に適用（2.（3）、（4）関係）